

東日本大震災から9年 -大切なのは、すぐ逃げること-

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、今年で9年になります。震災により、多くのかたが犠牲となりました。(死者15,899人、行方不明者2,529人(令和元年12月10日現在))市でも、南海トラフ地震の発生により、東日本大震災と同じような状況が起こる可能性があります。備えを再確認するとともに、防災意識をより一層高めましょう。



津波からの避難は、「より遠く、より高く！」

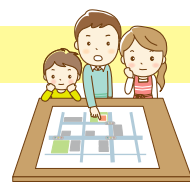
「大丈夫だろう」「何が起きているか分からない」「誰も逃げないから逃げない」など、勝手に判断してしまい、避難行動に移せないことがあります。大きな地震があったらまずは身の安全を確保し、「命を守る行動」をとってください。

そして、津波から命を守るために、**想定にとらわれず**、とにかく早く**高い場所へ**避難しましょう。まずは**自分から率先して避難する**ことで、周りの人の避難行動に移すきっかけにもなります。

東日本大震災から得られた「すぐ逃げる」という教訓を忘れることなく、一人一人が日頃から意識を持って備えておくことが命を救うことにつながります。

津波に対する日頃の備え

- 家族会議や避難訓練** 「家の中で一番安全な場所」「避難所とそのルート」「安否確認の方法」「緊急連絡先」など家族で話し合っておきましょう。また、地域の防災訓練に積極的に参加し、避難にかかる時間などを確認しておきましょう。
- 住まいの点検** 家具などの転倒防止や、家の周りや避難経路の危険箇所(ブロック塀など)を確認しておきましょう。
- 津波ハザードマップや避難場所の確認** 自宅、勤務先、学校などの周辺状況を確認しておきましょう。ハザードマップや避難場所一覧については、市ホームページに掲載しています。
- 非常持出品の準備** 避難時にすぐ持ち出せるように、リュックなどにまとめておきましょう。背負って避難するのに支障のない重量に抑えることが重要です。目安としては、成人男性で15kg程度、成人女性で10kg程度といわれています。



総務課防災危機管理室



(25)

1118

一人一人が備えてこい！
防災力UP！鳥羽

vol.81

消費者トラブルにご用心!

消費生活相談

開設日時：月・金
午前9時～午後4時
場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎(25) 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

新生活準備にかかる契約トラブルにご注意

この時期は、進学や就職などにより住まいを移し、新しい環境で生活を始めるかたが多くなります。

転居の際には原状回復費用についてのトラブルも多発します。入居者は賃貸住宅を退去する際に、部屋を入居時の状態に戻さなければならぬ義務があります。過大なクリーニング代や修繕費を請求されるといった事例があります。このようなトラブルに陥らないためには、入居時には傷や汚れがないかを確認し、気になる箇所は撮影日が分かるようにして写真を撮っておきましょう。

入居前に部屋の状況を貸主とも共有しておくことでトラブルを防ぐことができます。入退去時の原状回復義務については、国土交通省のガイドラインに示されていますので

くわしくはそちらを確認してください。

また、転居や入居に伴い契約を交わす機会も増えますが、学生や新社会人のかたは、社会経験も少なく、契約に不慣れかと思えます。初めて契約を結ぶ際、次のことに注意してください。

「今だけお得」などと勧誘されても焦らず契約内容をきちんと理解することです。軽い気持ちで契約をしてしまい、「思っていた内容と違った」、「思っていたより高額な料金を請求された」といったトラブルが発生しています。

インターネット回線や電力会社の切り替えにも注意しましょう。突然かかってきた勧誘の電話に口頭で承諾しただけでも契約が成立し、意図せず契約が変更されるトラブルが起こっています。電話勧誘を受けても切り替える意志がない場合は、はっきりと断り、検針票の情報や転用承諾番号などを聞かれても答えないようにしてください。もし電話勧誘により契約してしまった場合にはクーリングオフ制度を活用することができますので、困った際は消費生活相談室へ連絡してください。